

こども家庭局家庭支援課 未就学児の発達相談業務に係る 心理判定員（会計年度任用職員・特定事務）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

- ・こども家庭局家庭支援課における未就学児の発達相談支援体制の充実に向けた業務
- ・市内各区役所・北須磨支所における、相談支援業務全般。
 - ①相談申し込みをした未就学児の心理検査（主に新版 K式発達検査 2020 の一部実施、KIDS 乳幼児スケール、行動観察）および、保護者への検査結果説明、助言等。
 - ②①に付随する記録・報告書等の作成、その他必要な業務。

※災害対応業務・選挙業務へ従事する可能性があります。

3. 応募資格

- ・公認心理師または臨床心理士の資格を持つ人
 - ・未就学児に対する発達検査実施経験があれば尚可
 - ・地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は応募できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人が
- ※年齢、学歴は問いません。
- ※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。

5. 勤務条件等

(1) 基本給（1日 7 時間 45 分勤務にて計算）

①週 5 日勤務の場合

月額：約 274,000 円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

②週 4 日勤務の場合

月額：約 219,000 円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

(2) 諸手当等

期末手当・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当等

(3) 勤務時間・日数

①週 5 日勤務の場合

8：45～17：30（休憩 60 分）・月曜日～金曜日

②週 4 日勤務の場合

8：45～17：30（休憩 60 分）・火曜日～金曜日

※勤務日数については応相談。

※時間外勤務が発生する場合があります。

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 勤務地

神戸市こども家庭局家庭支援課（神戸市中央区加納町6-5-1）

および相談対応する各区役所・北須磨支所

(7) 福利厚生

健康保険（共済短期）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等

※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1ヶ月（再度任用する場合も同様）

(9) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・當利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。

①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）

②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10) その他

・基本給及び諸手当は、給与改定等をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市こども家庭局家庭支援課発達相談担当

電話（078）322-6708（直通）

※平日9:00～17:00まで受付（12:00～13:00を除く）

8. 申込方法

①提出書類

履歴書（様式は問いません。）

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

③受付期間

令和8年1月22日（木）～令和8年2月13日（金）必着

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。